

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「又は旧居住制限区域等」を削り、「居住していた者」の次に「（上位所得層（世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、減免の対象となる保険料の賦課期日の属する年の前年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯）の者を除く。）」を加える。

別表の第2条第7号に該当する者の項中「及び平成29年度相当分」を「、平成29年度相当分及び平成30年度相当分」に改め、同表の第2条第8号に該当する者の項中「及び平成29年度相当分」を「、平成29年度相当分及び平成30年度相当分」に改め、「ただし、旧居住制限区域等に居住していた上位所得層（世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成28年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯）の者の平成29年度相当分の保険料額は、平成29年4月分から9月分までに相当する月割算定額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。